

鳥取市水道局告示第26号

令和9年度及び令和10年度において鳥取市水道局が発注する水道施設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第一の上欄に掲げる水道施設工事をいう。以下同じ。）のうち導送配水管布設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年9月11日

鳥取市水道事業管理者 山根 陽一

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第3条第1項に規定する建設業のうち水道施設工事業の許可（以下「水道施設工事業許可」という。）を受けていること。
- (3) 水道施設工事の経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、審査基準日が次のアからウまでの申請の区分に応じそれぞれに定める期間にあるもの（合併、設立等の期日を審査基準日とする経営事項審査であって、審査基準日が2の（2）の表の受付期間の欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表の審査基準日（合併、設立等）の欄に掲げる期間にあるものを含む。）。以下同じ。）を入札参加資格の審査申請の日（以下「申請日」という。）までに受けていること。
 - ア 2の（2）の表の受付回の欄に掲げる受付回が第1回から第3回までのものにそれぞれ対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間における申請 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間
 - イ 2の（2）の表の受付回の欄に掲げる受付回が第4回から第6回までのものにそれぞれ対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間における申請 令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間
 - ウ ア又はイに定める期間内のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者がする申請（2の（2）の表の受付回の欄に掲げる受付回が第3回又は第6回のものに対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間内における申請に限る。） 2の（2）の表の受付回の欄に掲げる受付回が第3回又は第6回のものに対応する同表の審査基準日（合併、設立等）の欄に掲げる期間
- (4) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請日までの間に水道施設工事に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- (5) 2の（1）のアのkに定める納税証明書（滞納なし証明書）に未納税額がないこと。
- (6) 2の（1）のアのlに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (8) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 市内に法第3条第1項に規定する本店を有すること。
- (10) 鳥取市水道事業給水条例(昭和48年鳥取市条例第58号)第7条第1項に定める指定給水装置工事事業者であること。
- (11) 公益社団法人日本水道協会から配水管技能者登録証(耐震登録)の交付を受けた者(以下「配水管技能者」という。)を常に備えていること。
- (12) POLITEC協会又はPOLITEC協会会員メーカーによる水道配水用ポリエチレン管施工講習会の受講証取得者を常に備えていること。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格の審査を希望する者は、令和9・10年度鳥取市水道局導送配水管布設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)、入札参加資格希望票(様式第2号)及び次に掲げる書類を提出すること。ただし、令和8年9月11日付け鳥取市水道局告示第24号に定める入札参加資格審査等の申請手続(水道施設工事)を行った者で、当該申請手続に係る経営事項審査の審査基準日が同一の場合は、入札参加資格希望票(様式第2号)並びにアのd、f及びiからlまでの書類の提出を省略することができる。

- a 工事経歴書(様式第3号)
- b 職員調書(技術職員)(様式第4号)
- c 職員調書(その他の職員)(様式第5号)
- d 会社の業態に関する調書(様式第13号)
- e 配水管技能者に関する調書(様式第18号)
- f 使用印鑑届(参考様式)(印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。)
- g 水道施設工事業許可の通知書の写し
- h 1の(3)の経営事項審査に係る結果通知書(以下「経審結果通知書」という。)の写し
上記の経審結果通知書のほかに当該経営事項審査の審査基準日の直前の審査基準日において実施した経営事項審査に係る結果通知書の写しを提出すること。
- i 法人にあっては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあっては当該個人の住民票の抄本(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- j 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- k 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。以下同じ。)に係るもの(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)並びに鳥取市の市税(滞納金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。)に係るもの
 - (b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの(第9号書式その3の2)並びに鳥取市の市税に係るもの
- l 労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定により、当該保険に加入が義務づけられている者については、労働局が発行する労働保険料納付証明書(入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に発行されたものに限る。)

- m 国際標準化機構の制定するISO9001若しくはISO14001又は鳥取県の制定する鳥取県版環境管理システム（TEAS）I種の認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
- n 鳥取市水道局指定給水装置工事事業者証の写し
- o 水道配水用ポリエチレン管施工講習会受講証取得者に関する調書（様式第19号）
- イ 様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第18号及び様式19号の書類の記載事項に変更を生じた場合は、その変更事由の生じた日（登記等の手続きが必要な場合は手続き完了の日）から1か月以内に令和9・10年度鳥取市水道局導送配水管布設工事入札参加資格審査申請事項変更届（様式第24号）を（4）の提出先に提出すること。
- ウ アのg又はhの書類について、入札参加資格の有効期間中に更新を行った場合は、提出済のこれらの書類の有効期限の満了日までに更新後の当該書類の写しを提出すること。この場合において、申請時の内容から変更がある場合はイの変更届を併せて提出すること。

（2）受付期間及び時間

受付期間は次の表の受付回の欄に掲げる受付回に応じそれぞれ同表の受付期間の欄に掲げる期間とし、受付時間は鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

受付回	認定時期	受付期間	審査基準日（合併、設立等）
第1回	令和9年4月	令和8年10月1日から 令和9年1月31日まで	令和8年10月1日から 同年12月31日まで
第2回	令和9年7月	令和9年4月1日から 同月30日まで	令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで
第3回	令和9年10月	令和9年7月1日から 同月31日まで	令和8年10月1日から 令和9年6月30日まで
第4回	令和10年4月	令和9年10月1日から 令和10年1月31日まで	令和9年10月1日から 同年12月31日まで
第5回	令和10年7月	令和10年4月1日から 同月30日まで	令和9年10月1日から 令和10年3月31日まで
第6回	令和10年10月	令和10年7月1日から 同月31日まで	令和9年10月1日から 令和10年6月30日まで

（3）提出方法

（4）の提出先に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便のうち書留郵便に準ずるものにより提出すること。

（4）提出先

〒680-1132 鳥取市国安210番地3
鳥取市水道局資産管理課契約係（電話：0857-33-0209）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決

定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。ただし、令和11年度及び令和12年度の入札参加資格審査等の申請手続を当該手続の定期申請期間内に行った者（次に掲げる場合に該当する者を除く。）については、当該入札参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- （1）入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合
管理者が当該事実を確認した日の前日
- （2）入札参加資格を付与された者が、経営事項審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（1の（3）のアに該当する者にあっては審査基準日が令和8年10月1日から令和9年9月30日までの間のもの及び1の（3）のイに該当する者にあっては審査基準日が令和9年10月1日から令和10年9月30日までの間のもの並びに合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては満了日のものに限る。）の申請を行わない場合 満了日